

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり
公告します。

平成28年1月12日

京都市長 門川 大作

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

中川・小野郷地域水道整備（その2）工事

(2) 工事場所

京都市北区真弓八幡町他 地内

(3) 工事概要

ア 電気設備工事 一式

イ 機械設備工事 一式

(4) 工期

契約の日の翌日から平成29年1月31日まで

(5) 実施種目

電気工事の種目として実施する。

2 本件入札に関する問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

（電話 075-672-7728）

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

3 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出する日において、現に京都市契約事務規則
（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する平成27年度の一般競争入札有資格
者名簿に「工事」に登録されており（(5)にあっては、公告の日から開札の日までの間）、
かつ、直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第
27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値

が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）における「電気」又は「電気通信」の種目の総合評定値が950点以上であること。

- (2) 平成12年度以降に国内で、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、計装設備及び運転操作設備の制作、取り付け含む水道施設電気設備工事を完成した施工実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての完成した施工実績である場合には、出資比率20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

- (3) 建設業法に基づく電気工事業に係る監理技術者の資格を有する者を、契約期間を通じて1名配置し得ること。また、当該技術者については、次の条件を全て満たしていること。

ア 常勤の自社社員であり、かつ入札参加資格確認申請日において引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

イ 入札参加資格確認申請日において他の工事に技術者又は現場代理人として配置していないこと。

ウ 平成28年9月1日から当該工事に専任で配置が可能な者であること。

なお、機器製作期間において工場に配置する技術者は、工事現場に配置する技術者と同一の者である必要はなく、かつ専任の必要もない。

エ イ及びウについて、工事实績情報システム（コリンズ）で確認できること。

オ 監理技術者講習を受講し、監理技術者講習修了証の発行を受けていること。

なお、入札参加資格確認申請書の提出後、配置予定技術者を変更することは認められない。また、落札した場合において、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること及び履行の途中における技術者の変更は、原則、認められないものとする。

- (4) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の全てに加入していること。ただし、法令の規定により適用を除外されている場合はこの限りでない。

- (5) 要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。

- (6) 以下のいずれにも該当しないこと。

ア 京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）が実施した当該種目にお

ける一般競争入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されている場合

イ 契約課が実施中の落札決定に至っていない同種目の他の入札（共同企業体による入札及び本市上下水道局が京都市長名で実施する同種目の入札を含む。）において、低入札価格調査の対象となる応札を行っている場合

ただし、低入札調査基準価格を事前公表しない案件において、調査辞退届を提出した場合又は失格基準を下回る価格で応札し失格となった場合を除く

(7) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札方法等

(1) 本件入札は、入札者が、入札期間内に2の場所に設置している「入札資料提出ポスト

ト」に一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、施工実績調書、入札書等を投函することによって行う。

- (2) 本件入札に参加しようとする者は、公告の日から入札期間初日の直前の開庁日の午後5時までに、次のア又はイの方法により、本件入札に係る申請書、施工実績調書、入札書等及び設計図書等入手し積算のうえ、(4)に記載する入札期間に入札を行うこと。

ア 用度課のホームページに入札公告と併せて申請書、施工実績調書、入札書等を掲示するので、用度課のホームページから当該申請書等をダウンロードのうえ、A4判の帳票として印刷し使用すること。

イ 用度課から紙で申請書、施工実績調書、入札書等の交付を受ける。

- (3) 工事の設計図書等について

この公告の日から平成28年1月29日（金）までに株式会社平安光業（京都市中京区間之町通御池上高田町503花柳ビル1階 電話075-231-1177）において購入すること。（購入時間は、午前9時から午後5時までとする。）

この公告日から平成28年1月29日（金）までの期間に設計図書等を購入しなかった場合には、積算不能として本件入札に参加することができない。

- (4) 入札期間

平成28年2月1日（月）、2日（火）及び3日（水）の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

- (5) 積算内訳書、入札書及び申請書等の提出

入札者は、(6)に記載の方法により次の書類を提出しなければならない。

なお、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、当局において無断で使用しないものとする。

ア 入札書（用紙交付）

イ 入札金額に対応する積算内訳書

積算内訳書には、工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称、代表者役職及び代表者氏名を記載し登録印を押印すること。

また、積算内訳書については、少なくとも項目、単価、数量及び金額を記載するものとする。

ウ 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

エ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。）の写し

なお、3(4)の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入又は適用除外の確認についても、これをもって行うものとする。

オ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(3)の技術者を記載し、その者の技術者資格及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。

本件においては、機器製作期間において工場に配置する技術者を配置者として申請することができるものとする。この場合、技術者ごとに技術者配置予定調書を作成して提出すること。

カ 施工実績調書（用紙交付）

3(2)に掲げる資格があることが判断できる工事の施工実績を記載すること。

また、工事の施工実績に関する必要書類等の写しを添付すること。

(6) 申請書、施工実績調書及び入札書等は、封入、封かんし、封筒表面には工事名、工事場所及び開札予定日時を記載して、入札期間内に2の場所に設置してある「入札資料提出ポスト」に投函すること。

(7) 入札者は、(6)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできないものとする。

(8) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札する場合には、本件入札に関し代理人を選定した旨を記載した委任状を同封すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合は、本状の提出は不要とする。

(9) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

(10) 予定価格及び最低制限価格

予定価格 92,279,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）

最低制限価格については、落札者を決定した日に公表する。

(11) 最低制限価格のくじの方法について

開札予定日時に、2の場所の入札室にて、当該入札執行事務に関係ない用度課職員がくじにより決定する。

なお、くじは公開とする。

5 開札及び落札者の決定

(1) 開札予定日時

平成28年2月4日（木）午前9時

(2) 入札参加資格の確認

開札後、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。確認を行った結果、入札参加資格がないと認められるときは、その者の行った入札は無効とし、予定価格の範囲内で有効な入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって入札を行った者について、入札参加資格の確認を行う。

(3) 落札者の決定

ア 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。

イ 予定価格の範囲内で有効な入札を行った者のうち、入札金額が同額の者が二者以上あるときは、抽選によって落札者を決定する。

6 入札の無効

規則第6条の2各号（第2号、第5号、第6号及び第7号を除く。）の規定に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認めた者が行った入札は無効とする。

7 その他

(1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

(2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約保証金 必要

(5) 前払金

各会計年度の出来高予定額の4割を超えない範囲内（中間前払金については2割を超えない範囲内）の額を支払う。ただし、部分払を選択した場合は、中間前払金を請求することはできないこととする。

- (6) 中間前払金又は部分払 契約時選択
- (7) 契約書作成の要否 要
- (8) 設計図書等の内容に関する質問は禁止する。
- (9) 京都市暴力団排除条例第12条第5項の規定により、契約の締結時に同条例施行規則第6条第1項に規定する誓約書を提出すること。ただし、契約金額が1,500,000円未満である場合を除く。
なお、誓約書を提出しない場合は、契約を締結しない。
- (10) 下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。また、工事に係る資材、原材料の購入契約その他の契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京都市内に本店を有する中小企業の中から選定するよう努めること。

(上下水道局総務部用度課)